

訪問看護 **de** 特定行為
「特定行為に係る看護師の研修制度」

“修了後どうする？”の 答えがここにある！

～ 特定行為研修修了後から実施に至るまでのガイド ～



一般社団法人全国訪問看護事業協会
令和8年3月

目次

ガイドの作成にあたって	2
本ガイドの全体像	3
I 地域全体への普及啓発	5
1. 訪問看護師による特定行為の普及啓発	5
1-1 リーフレットを活用して特定行為の普及啓発をする	5
1-2 実践報告会を開催する	6
1-3 地域の関係機関で特定行為の説明会を行う	7
2. 特定行為研修修了者の情報発信	8
2-1 特定行為研修修了者の情報を地域に発信する	8
II 個別ケースへの実施に向けた準備	9
1. 医師との連携	9
1-1 特定行為研修制度を共有し、特定行為実施の合意を得る	9
1-2 特定行為実施における連携体制を構築する	11
2. 事業所の体制整備	15
2-1 特定行為研修修了者とスタッフの役割・業務の調整を行う	15
2-2 特定行為実施における安全管理体制を整備する	16
3. 物品調達・管理体制の整備	19
3-1 医師に物品調達等を相談し調整をする	19
3-2 事業所内において物品調達・管理体制の整備をする	20
4. 特定行為の対象となる利用者の選定	22
4-1 医師に特定行為の対象となる利用者の相談・提案をする	22
4-2 医師が特定行為の対象となる利用者を選定する	22
4-3 手順書の準備をする	22
III 特定行為実施に関する関係者への説明	23
1. 利用者・家族への説明	23
1-1 利用者や家族への特定行為の説明	23
1-2 特定行為の同意の取得	23
2. ケアマネジャー・訪問介護員等への説明	23
2-1 ケアマネジャーや訪問介護員等への特定行為の説明	23
Q & A	24
全国訪問看護事業協会 訪問看護師による特定行為 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイトの紹介	25
参考資料	27
訪問看護ステーションにおける 「看護師の特定行為に係る研修」受講促進・活動支援事業令和7年度検討委員	45

ガイドの作成にあたって

本ガイドは、特定行為研修を修了した看護師が、安全かつ円滑に特定行為を実施し、在宅医療をはじめとする地域の医療提供体制においてその能力を十分に発揮できるよう支援することを目的として作成されたものです。

「特定行為に係る看護師の研修制度」は、保健師助産師看護師法第5条及び第37条の2に基づき、医師及び歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を実施できる看護師を計画的に養成、確保することを目的として創設された制度です。訪問看護の現場では、利用者が住み慣れた場所で医療と生活支援を一体的に受けられる体制を整えることが求められます。その実現にあたり、特定行為研修修了者は、医師をはじめとする多職種と連携しつつ、科学的根拠に基づく判断と安全な技術の提供を通じて、利用者の生活の質の維持・向上を支える重要な役割を担う存在です。

しかしながら、特定行為研修制度の発足から一定の年月を経た現在、特に訪問看護の領域においては、研修を修了した看護師が必ずしも十分に実践の機会を得られていない現状も指摘されています。地域の関係者・関係機関の理解、連携の仕組みづくりなど、実践に移すためには多面的な活動が必要であることが、その背景にあります。本ガイドは、こうした課題を踏まえ、研修修了後の「実践への架け橋」として、修了者が自信をもって一歩を踏み出せるよう支援することを目的としています。

内容は、地域への普及・周知方法、特定行為実施に向けた医師との連携体制の構築、事業所の準備、利用者・家族や多職種への説明など、実践に必要な手順と留意点を体系的に整理するとともに、すでに地域で特定行為を展開している訪問看護師の経験や実践知も紹介しています。また、資料として、事業所における特定行為の導入の仕方や研修受講の方法に関するリーフレットや当協会のポータルサイトといったこれまでの取り組みの成果も盛り込みました。

特定行為の実践は、単なる診療の補助の実施ではなく、看護の専門性を深め、利用者の尊厳と暮らしを支える看護の営みをより確かなものとする取り組みです。研修を修了した看護師が、本ガイドを手に、それぞれの地域において主体的に活動し、多職種との協働を重ねながら、制度の理念を具現化していくための一助となることを願っています。

令和8年3月

「訪問看護ステーションにおける『看護師の特定行為に係る研修』受講促進・活動支援事業」

委員長 尾崎 章子（東北大学 教授）

本ガイドの全体像

本ガイドは、特定行為研修修了者の安全・効果的な活動を支援するため、特定行為研修修了から特定行為実施までに至るプロセスと具体的な方法、Q&A、参考となる資料で構成されています。

●特定行為研修修了から特定行為実施までに至るプロセス（実施すること）

I 地域全体への普及啓発 P 5～

地域の関係者に向けた普及啓発に関するアプローチについて解説します。

《実施の目的》

- 地域の医師に取り組みを知ってもらうことで、特定行為を必要とする利用者の依頼がスムーズになる可能性や医師の理解を得た上での活動が期待でき、連携がしやすくなる
- 看護師による特定行為の取り組みやメリットを多職種へ周知することができ活動がしやすくなる

《アプローチの対象》

医師会、医療機関、他の訪問看護ステーション、都道府県訪問看護ステーション協議会、訪問看護総合支援センター、他職種（ケアマネジャー、訪問介護員等）、地域住民等

II 個別ケースへの実施に向けた準備 P 9～

初めて特定行為を実施するケースを想定し、具体的な準備について解説します。

《実施の目的》

- 医師との連携の仕組みを作っておくことで、特定行為の実施がスムーズになり、問題が発生したときも迅速に対応できる
- 他の医師へも同様の方法で連携ができる
- 事業所の体制を整えることで、誰が何をすべきかが明確になり、安全に特定行為を実施できる

《連携・協働の対象》

手順書を交付する医師、地域の病院や診療所（クリニック）の医師・看護師・医療事務、医療ソーシャルワーカー、薬局の薬剤師、保健所等

III 特定行為実施時の関係者への説明 P 23～

「利用者・家族」と「ケアマネジャー・訪問介護員等」に分けて解説します。

《実施の目的》

- 利用者・家族にも説明や調整をしっかり行うことで、信頼関係を築くことができる
- 多職種に説明することで、共通認識をもち協力体制ができる

《説明の対象》

利用者・家族、ケアマネジャー、訪問介護員等多職種

● 特定行為研修修了から特定行為実施までに至るプロセス図

I 地域全体への普及啓発

1. 訪問看護師による特定行為の普及啓発
 - 1-1 リーフレットを活用して特定行為の普及啓発をする
 - 1-2 実践報告会を開催する
 - 1-3 地域の関係機関で特定行為の説明会を行う
2. 特定行為研修修了者の情報発信
 - 2-1 特定行為研修修了者の情報を地域に発信する

II 個別ケースへの実施に向けた準備

1. 医師との連携
 - 1-1 特定行為研修制度を共有し、特定行為実施の合意を得る
 - 1-2 特定行為実施における連携体制を構築する
- ↓
2. 事業所の体制整備
 - 2-1 特定行為研修修了者とスタッフの役割・業務の調整を行う
 - 2-2 特定行為実施における安全管理体制を整備する
- ↓
3. 物品調達・管理体制の整備
 - 3-1 医師に物品調達等を相談し調整をする
 - 3-2 事業所内において物品調達・管理体制の整備をする
- ↓
4. 特定行為の対象となる利用者の選定
 - 4-1 医師に特定行為の対象となる利用者の相談・提案をする
 - 4-2 医師が特定行為の対象となる利用者を選定する
 - 4-3 手順書の準備をする

III 特定行為実施に関する関係者への説明

1. 利用者・家族への説明
 - 1-1 利用者や家族への特定行為の説明
 - 1-2 特定行為の同意の取得
2. ケアマネジャー・訪問介護員等への説明
 - 2-1 ケアマネジャーや訪問介護員等への特定行為の説明

「医師向け訪問看護 de 特定行為（協働編）」

医師と特定行為研修修了者は、どのような流れで協働するの？（P37～P38）に続く

1-2 実践報告会を開催する

特定行為の普及・啓発に向けては、地域の関係者、地域住民への実践報告会の機会を設けることが効果的です。P 7の「アプローチ対象の関連団体（例）」に対して、訪問看護師による特定行為の実践内容やメリット等をわかりやすく伝えることで、特定行為への理解を深め、地域での活動や多職種との連携がスムーズになります。

実践報告会の内容（例）

- 特定行為研修制度・診療報酬に関する説明
- 看護師による特定行為の実践報告
- 協働した医師の実践報告
- リーフレットの配布 等

実践報告会（例）

● 都道府県 / 地域の医師会での例

医師と一緒に実践報告会を開催しました。研修機関から協力を得て特定行為研修制度や診療報酬についての説明を行い、医師が実践報告を行いました。医師自身の経験を交えた報告があることで、医師の関心を引きやすく理解が深まるきっかけになります。医師会に働きかける際には、在宅医療を担当している委員の方や、連携に前向きな医師個人に声をかけるのが効果的です。

● 都道府県看護協会での例

普及啓発の取り組みとして、実際の事例を交えながら「どうやって研修修了者を育てていくか」「それをどう実践につなげていくか」といったテーマで、管理者向けの報告会を中心に開催しました。現場での工夫や経験を共有することで、他の訪問看護ステーションの参考にもなります。

● 介護支援専門員協会での例

リーフレット（P 28～P 39）や説明用資料（例：P 40）を配布し、近隣の訪問看護ステーションと一緒に事例報告を行う勉強会を開催しました。勉強会の場を通じて特定行為への理解が深まるとともに、ケアマネジャーと訪問看護師のつながりが強まり、地域での連携がよりスムーズになります。

ワンポイント アドバイス!

- ▶ 機能強化型訪問看護管理療養費の算定要件には、地域における人材育成として「研修の実施」が位置づけられています。その一環として、訪問看護ステーションへの研修会や地域住民への情報提供などを実施しています。



1-3 地域の関係機関で特定行為の説明会を行う

訪問看護における特定行為の実施には、地域の医師や関係者の理解が必要不可欠です。個別の実践例の積み重ねによる普及と並行し、医師会や医療機関、訪問看護ステーション協議会等で説明の機会を得るアプローチが大切です。

アプローチ対象の関連団体（例）

- 都道府県／地域の医師会
- 地域の医療機関
- 都道府県訪問看護ステーション協議会
- 訪問看護総合支援センター
- 地域の訪問看護ステーション
- 地域の居宅介護支援事業所
- 地域包括支援センター 等

説明する内容（例）

- 特定行為研修制度について
- 特定行為実施の流れ
- 利用者のメリット
- 医師や関係者のメリット
- 特定行為を実施したことによる好事例 等

★参考：特定行為研修制度について

厚生労働省ホームページ

特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



ワンポイント アドバイス!

- ▶ 医師への理解の促進や普及啓発に向けては、特定行為の対象となる処置をしている診療科の医師にアプローチする等、情報発信やコミュニケーションを強める医師を絞ってアプローチすると効果的です。
- ▶ 都道府県医師会への働きかけは難易度が高いものの、実際に地域の医師会で説明会を実施し、医師の理解が深まりました。
- ▶ 同じ地域で活動する特定行為研修修了者と連携・協働しながら普及啓発をしていきたいと考えています。



2. 特定行為研修修了者の情報発信

2-1 特定行為研修修了者の情報を地域に発信する

看護師による特定行為の推進に向けては、特定行為研修修了者の存在を発信することが重要です。地域で活動する特定行為研修修了者の氏名、実施できる特定行為、所属等の情報を一覧にする等、医療機関や医師が特定行為研修修了者の情報を入手しやすい仕組みがあると便利です。この仕組みづくりは、事業所単独ではなく、自治体や看護協会等の関係団体に相談し、地域全体として取り組むことが大切です。

特定行為研修修了者の情報一覧（例）

- 一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会

特定行為研修修了者情報検索

<https://tokutei-nurse-council.or.jp/system/search>



- 栃木県保健福祉部医療政策課

特定行為研修を修了した看護師が所属する栃木県内訪問看護ステーション一覧

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/documents/20251031092554.pdf>



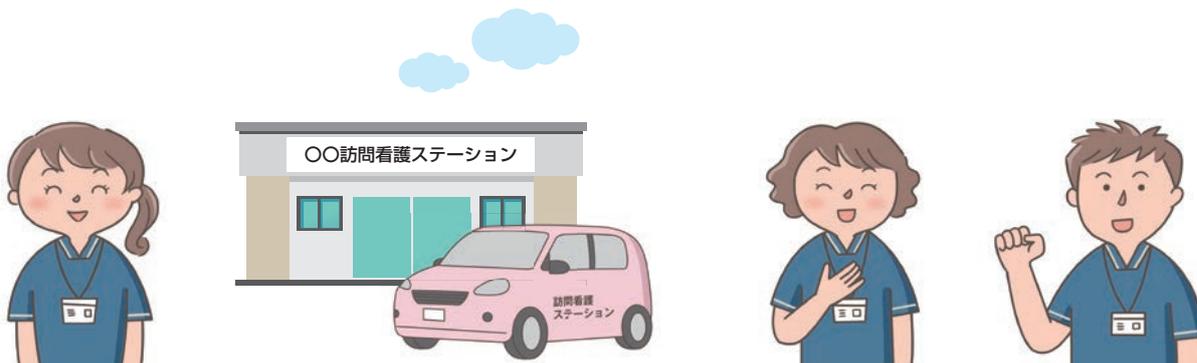
- 公益社団法人 静岡県看護協会

静岡県内で活躍している特定行為研修修了者の活動紹介！

<https://www.shizuoka-na.jp/nursing-certification/default.asp>



記載の URL と二次元バーコードは 2026 年 3 月時点の情報です。変更される場合がありますので、最新情報は各公式サイトをご確認ください。



II

個別ケースへの実施に向けた準備

1. 医師との連携



1-1 特定行為研修制度を共有し、特定行為実施の合意を得る

① 特定行為研修制度に関する説明

手順書を発行する医療機関や医師に対して、「特定行為研修制度」の説明を十分に行い、理解を得ることが特定行為実施の第一歩です。また、規模が大きい医療機関では、特定行為実施に向けた調整に、医療連携室職員や医療ソーシャルワーカー、医療事務等への制度説明を行うことも効果的です。

② 訪問看護師による特定行為実施に関する説明

訪問看護師による特定行為の実施の説明については、以下の点を中心に説明を行うことで、医師の理解が進み、実施の合意を得やすくなります。

- 訪問看護師が在宅で行う主な特定行為
- 特定行為の流れ
- 訪問看護師による特定行為実施例
- 訪問看護師による特定行為実施時の医師の役割

③ 訪問看護師による特定行為のメリットに関する説明

訪問看護師による特定行為の医師及び利用者それぞれに対するメリットを説明することで、医師の理解が進み、実施の合意を得やすくなります。

- 利用者へのメリット⇒悪化予防や治癒の促進ができる、在宅での生活リズムを守ることができる

《例》

- ▶ 脱水症状の早期発見と点滴の実施により、脱水予防や症状が改善する
- ▶ デブリードマンの頻度向上により、褥瘡治癒が促進する
- ▶ 胃ろうのサイズ調整により、不良肉芽や疼痛が予防できる
- ▶ 在宅での生活リズムに沿って、必要な処置を自宅で受けることができる
- ▶ 医療機関を受診する回数が減り、移動の負担や経済的負担が軽減できる（受診料、介護タクシーや公共機関の交通費 等）
- ▶ 処置のための入院を回避することができる



- 医師へのメリット ⇒ スムーズな治療判断が可能、医師の業務量の軽減が可能

《例》

- ▶ 訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメントや医学的見地を踏まえた報告により治療判断がスムーズになる
- ▶ カテーテル等の定期交換を訪問看護師に任せることで、他の業務や診療に専念できる
- ▶ 手順書に基づく訪問看護師の特定行為の実施により、緊急対応する頻度が減る

④ 医療機関が算定可能な診療報酬に関する説明

医療機関で算定可能な診療報酬について説明をすることで、医療機関や医師の合意を得やすくなります。必要に応じて、診療報酬に関する資料で説明したり、事務職員に説明したりします。

- 在宅療養指導管理料の算定が可能
- 訪問看護指示料、手順書加算、衛生材料等提供加算の算定が可能

★ 上記①②③の説明にあたっては、

一般社団法人 全国訪問看護事業協会で作成したリーフレット「訪問看護 de 特定行為」をご活用ください。

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>



● 導入編 (P 28~29)



● 紹介編 (P 34~35)



ワンポイント
アドバイス!

- ▶ 特定行為を実施している医療機関においては、特定行為について管理している担当者や特定行為研修修了者と連携すると、スムーズに理解が得られます。



I 地域全体への普及啓発

II 個別ケースへの実施に向けた準備

III 特定行為実施に関する関係者への説明

1-2 特定行為実施における連携体制を構築する

① 手順書・訪問看護指示書に関する説明

特定行為の実施にあたっては、主治医からの特定行為に関する「手順書」と、訪問看護を行うための「訪問看護指示書」の交付が必要です。医師に「手順書」について説明し、スムーズに記載してもらうための準備をします。

説明する内容

【手順書とは】

- 手順書とは、医師等が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録であって、次の事項が定められているもの（P14 参照）。
 - ・ 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
 - ・ 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
 - ・ 診療の補助の内容
 - ・ 特定行為を行うときに確認すべき事項
 - ・ 医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
 - ・ 特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法
- 手順書と訪問看護指示書は違う様式で、交付する目的が違う
 - ▶ 手順書：看護師に特定行為を行わせる場合に交付
 - ▶ 訪問看護指示書：訪問看護ステーションに訪問看護を依頼する場合に交付

【手順書の作成方法】

- 医師は、手順書を適用する際に、利用者を特定する
- 手順書に必要な記載事項を確認する
- 手順書のひな形（厚生労働省ホームページ等からテンプレート入手可能、P 12 参照）を利用して、利用者の個別性に合わせて記載する
- 手順書は、必要に応じて看護師と連携して作成する

【手順書を交付する際の留意点】

- 手順書は、訪問看護指示書と共にコピーしてカルテ内に保管する（原本は訪問看護ステーションに交付）
- 手順書を交付した際は、訪問看護師への指導内容を指示録としてカルテに記載する

★上記①の説明にあたっては、
一般社団法人 全国訪問看護事業協会で作成したリーフレット
「訪問看護 de 特定行為」をご活用ください。

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>



● 協働編（P 36～P 39）



手順書例集

手順書例集の情報は厚生労働省ホームページで確認できます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00023.html)

記載の URL と二次元バーコードは 2026 年 3 月時点の情報です。内容が変更される場合がありますので、最新の情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。



令和元年度 在宅領域における手順書例集～在宅領域版～ https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001636685.pdf	
厚生労働省 平成 27 年度 特定行為に係る手順書例集 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/0000112464.pdf	
令和 6 年度 特定行為に係る手順書例集 https://www.mhlw.go.jp/content/001602062.pdf	
静岡県医師会 「褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」 https://www.mhlw.go.jp/content/001602065.pdf	
大阪府医師会 「特定行為に係る地域標準手順書マニュアル」 https://www.mhlw.go.jp/content/001602066.pdf	
福岡県医師会 「看護師の特定行為研修制度に係る 手順書例集 ～在宅領域版～」 https://www.mhlw.go.jp/content/001602067.pdf	
富山市医師会 「気管カニューレの交換・脱水症状に対する輸液による補正」 https://www.mhlw.go.jp/content/001602068.pdf	
橿原地区医師会 「気管カニューレの交換（在宅・特別支援学校用）」 https://www.mhlw.go.jp/content/001602069.pdf	

I 地域全体への普及啓発

II 個別ケースへの実施に向けた準備

②手順書交付の調整

医療機関によって、手順書交付の流れが違ってきます。スムーズな手順書の交付に向けて、医師、事務職、医療ソーシャルワーカー等と、手順書の記載から交付までの流れの調整を行います。

ワンポイント
アドバイス!

- ▶ 手順書は主治医（訪問看護指示書を交付している医師）が交付します。



主治医と特定行為に関する処置を行っている医師が異なる場合は、主治医と相談しながら処置を行っている医師と連携して手順書を作成したり、連名で手順書を記載してもらうなどの工夫が必要です。

- ▶ 訪問看護師は、必要に応じて専門医から主治医へ診療情報提供書の交付を依頼するなど、医師同士の連携を円滑にする「橋渡し役」として重要な役割を担っています。



III 特定行為実施に関する関係者への説明

③責任の所在とトラブルの防止のための事前調整

特定行為研修を修了した看護師は、医師等の判断と手順書により特定行為（診療の補助）を行うことができます。

特定行為の実施にあたっては、特定行為以外の行為と同様に、医師等が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかについて、患者の病状や看護師の能力を勘案して医師等が判断することとされています。

制度上は以下のように定められています。

注1 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001241701.pdf>



上記注1 P 4 参照)

3. (3行目) …、看護師に対して手順書により特定行為を行うよう指示をする必要があること。なお、手順書により看護師に特定行為を行わせる場合には、当該看護師の特定行為研修修了証に基づき、当該看護師が実施可能な特定行為を確認すること。

(上記注1 P17 参照)

第3 留意事項

1 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為の実施に当たり、医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が行うものであること。

なお仮に、特定行為を実施した際に医療事故が起きた場合は、医師の手順書による指示内容が適切だったか、看護師が実施した診療補助行為が適切だったか等、諸般の事情が個別具体的な状況に応じて判断され、責任の所在が決定されることとなります(下記注2 (3) 3 参考)。

注2 「特定行為に係る看護師の研修制度に関する Q&A」2019. 11 改訂
<https://www.mhlw.go.jp/content/001601888.pdf>



医師が手順書を作成する際に、利用者の個別性を踏まえ、具体的な内容をすり合わせることでトラブル防止に繋がります(本ガイド P 14 参照)。また、医師への連絡先や報告の方法についても、トラブル防止を意識して確認することが大切です。さらに、下記に示す「手順書以外に事前に確認すること」を関係者と共有し、常日頃からの報告・連絡・相談を徹底することで、安全に特定行為を実施することができます。

手順書以外に事前に確認すること

- 想定されるリスク
- リスク発生時の対応方法
- 緊急時の報告基準
- 急変や事故発生時の連絡先
- 医療機関が休診の時の対応
- 主治医不在時に主治医以外が対応する際の連携方法 等

手順書（例）

利用者氏名：○○○ ○○○ 様

手順書：胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

内部ストッパーがバルーンタイプである。前回の交換時にトラブルがなく、2回目以降の交換である。定期交換の時期である。

病状の
範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

バイタルサインが安定している
意識レベル、病状が平常時と変化がない
瘻孔からの出血がない 出血傾向がない
胃ろう周囲の皮膚トラブルがない
交換前のカテーテルの可動性が良好である

「病状の範囲」について、
医師と具体的な内容をす
り合わせる
当該診療科医師へ

利用者の個別性を確認
し、具体的な内容を記載
してもらう

口頭ではなく、必ず記録
に残す

病状の
範囲内

【診療の補助の内容】

胃ろうカテーテル（バルーン型）または胃ろうボタン（バルーン型）の交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

意識、バイタルサインの問題がない
交換後の腹痛、出血がない、あっても持続的なものではない
交換後のカテーテルの可動性が良好である
胃内容物の逆流が確認できる

病状の
範囲外

不安定
緊急性あり

主治医または
当該診療科医師へ

医師の指示を受けること
ができる連絡先を記載し
てもらう

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医、当該診療科医師、または医療安全担当医師へ連絡する

連絡先 ××× - ××× - ××××

特定行為実施後すぐ報告
が必要か、月1回の訪問
看護報告書でよいのか、
トラブル防止の観点で確
認する

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師へその日のうちに連絡（FAX）
2. 毎月の報告書への記載

××××年 ××月 ××日

○○訪問看護ステーション 殿

医療機関名 ○○○○○○○○

診療科 ○○○○○○○○

医師氏名 △△△ △△△

主治医（訪問看護指示書を交付している医師）に記
載してもらう

主治医と特定行為に関する処置を行っている医師が
異なる場合はP 12 ワンポイントアドバイスを参照

2. 事業所の体制整備

2-1 特定行為研修修了者とスタッフの役割・業務の調整を行う

① 特定行為研修修了者の活動方法や勤務体制に関する検討

特定行為の実施に向けては、事業所として継続かつ安全に実施される体制を構築し、無理のない実施環境を整えることが重要です。特に、事業所に所属する特定行為研修修了者が1名の場合、休日の対応等を事前に考慮しておく必要があります。

特定行為の実施に向けて検討すべきこと

- 特定行為研修修了者の活動方法や訪問スケジュール調整
 - ▶ 継続的な特定行為の実施ができるよう事業所内における役割、特定行為の実施が必要な利用者に訪問するためのスケジュール調整を行います。
- 特定行為研修修了者の勤務体制
 - ▶ 特定行為の対象者への訪問が必要な日は、特定行為研修修了者の休みが取りにくくなります。無理のない勤務体制を検討します。
- 特定行為研修修了者が休みの際の対応方針・体制
 - ▶ 特定行為対象者の緊急時等に迅速な対応ができるよう、特定行為研修修了者が休み・不在の際の対応方針や体制を明確にしておきます。
- 受け入れ可能な特定行為対象の利用者数
 - ▶ 無理なく特定行為を継続できる受入可能人数を検討しておきましょう。目安は、特定行為対象者の緊急対応を実施しきれる人数か否かで判断します。

② 特定行為研修修了者からスタッフへ定期報告や共有の場を設ける

特定行為の実施にあたっては、特定行為研修修了者だけでなく、事業所全体で状況の把握、安全管理の実施を行うことが重要です。事業所内で定期的に特定行為研修修了者からの報告や共有の機会を設け、情報共有と適切な対応ができるような環境を整えます。

③ 専門管理加算の届出・請求に関する調整

「専門管理加算」を算定するためには、都道府県や地方厚生局への届出が必要です。

ワンポイント アドバイス!

- ▶ 緊急時は、医師からの具体的指示によって特定行為研修修了者ではない看護師がカニューレ交換・胃ろう交換などを行うことが可能です。実施経験がない看護師には、特定行為研修修了者が同行訪問で対応方法を説明し、見学と一緒に実施するなど手順を理解しておくことで、緊急時に安心安全に対応ができます。
- ▶ 緊急時に対応できるよう、物品の予備を利用者宅に準備しておくとう安心です。



2-2 特定行為実施における安全管理体制を整備する

①利用者・家族からの同意の取得方法の決定

医療法において「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」とされていることから、特定行為の実施にあたっては利用者や家族に説明を行い同意を得ますが、その際「特定行為に関する同意書」の取得は必須ではありません。事業所の方針として同意書を取得するか否か決めておきます。

同意の取得方法（例）

- 「特定行為に関する同意書」を作成する場合
 - ▶ 特定行為の実施に関する同意書を作成し、同意を得る（例：P 43）
- 「特定行為に関する同意書」を作成しない場合
 - ▶ 契約書に特定行為に関する事項も含め同意を得る
 - ▶ 24 時間対応体制加算や専門管理加算等の説明と併せて同意を得る
 - ▶ 訪問看護計画書に特定行為に関する事項も含め同意を得る

ワンポイント アドバイス！

- ▶ 「特定行為に関する同意書」の取得は必須ではありませんが、後日「言った・言わない」といったトラブルを防止する観点から、特定行為の内容や項目を記載した同意書を用いて説明を行っています。
- ▶ 重要事項説明等にあらかじめ特定行為に関することも記載しておき、オプトアウトで同意をもらう方法もあります。



②賠償責任保険への加入（事業所・個人）

特定行為実施時に事故等が発生した場合、事業所や実施した特定行為研修了者個人の責任が問われることがあります。万が一の事故発生時に備え、事業所が加入している賠償責任保険に特定行為実施時の事故補償が含まれているかを確認します。また、特定行為研修了者個人も、個人賠償責任保険に加入することをお勧めします。

賠償責任保険の例

- 事業所加入
 - 全国訪問看護事業協会：訪問看護事業者総合補償制度
 - 日本訪問看護財団：あんしん総合保険制度
- 個人加入
 - 訪問看護事業共済会：看護師賠償責任保険「すまいるかngo」
 - 日本看護協会：看護職賠償責任保険制度

③特定行為に関する委員会等の開催

制度上は以下のように定められています。

第3 留意事項

3 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、当該特定行為を安全に行うことができるよう、当該特定行為に係る知識及び技能に関して事前の確認を受けることが望ましいこと。

また、特定行為を行う医療現場においては、既存の医療に関する安全管理のための体制等も活用しつつ、特定行為の実施に関して以下を行うことが望ましいこと。

- (1) 特定行為の実施を開始する前に、使用する手順書の妥当性を検討すること。
- (2) 特定行為を実施した後に、定期的に手順書の妥当性の検証や特定行為の実施に係る症例検討等を行うこと。

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について (P18)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001241701.pdf>



特定行為を実施する事業所においては、定期的に特定行為に関する委員会等を開催し、医師と共同して実践の振り返りを行うことが望まれます（下記 **特定行為に関する委員会を設置する場合（例）** 参照）。

また、事業所単独で委員会等を開催することが難しい場合は、母体の医療法人が設置する委員会や地域での開催を活用する方法もあります（下記 **特定行為に関する委員会を設置しない場合（例）** 参照）。委員会という名称にこだわらず、手順書の妥当性の検証や症例検討、安全に関する相談や検討を行う場を活用しましょう。

特定行為に関する委員会を設置する場合（例）

- **メンバー**：管理者、特定行為研修修了者、安全管理責任者 等
手順書を発行する医師の参加が望ましい
- **頻度**：検討内容や特定行為の実施状況に応じて開催
- **内容**：手順書の見直し
リスクと感ずることについて検討し、必要時医師とも検討
安全に実施するための勤務調整
実践内容の情報共有
- **記録**：検討内容をまとめ、委員会の開催の記録を残す
- **周知**：関係者に検討内容の周知やアナウンスなどを行う

特定行為に関する委員会を設置しない場合（例）

- 手順書を発行している医師から手技を定期的にフィードバックしてもらう機会を設ける
- 母体の医療法人が設置する安全管理委員会に参加し、特定行為や手順書の妥当性について検討する
- 地域で開催される特定行為に関する情報交換会（年に1～2回）に参加し、事例や手順書について検討する
- 看護協会主催の交流会で困難事例の検討や手順書について検討する

④スキルの維持・向上のためのフォローアップ

特定行為の実施にあたっては、特定行為研修修了者のスキル（知識・技術）の維持や向上のための継続的なフォローアップを行うことが重要です。事業所内でのフォローアップに加え、地域や全国的なリソースを活用することも効果的です。

特定行為研修修了者のフォローアップ（例）

- 訪問診療への同行、医療機関における処置見学
 - ▶ 訪問診療の同行や医療機関における処置見学等を相談してみる
 - ▶ 地域の医療機関や医師との連携にもつながる

**ワンポイント
アドバイス!**

- ▶ 技術に不安のある特定行為は、主治医の訪問診療に同行して見学し、2回目の同行時に主治医の指導下で自身が特定行為を実施して確認してもらっています。
- ▶ 経過の長い利用者は、医師の訪問診療に合わせて訪問し手技を確認してもらいます。



- 地域における特定行為研修修了者の実践報告会開催
 - ▶ 実践者や特定行為の実施を検討している事業所同士の実践報告会・勉強会等を開催することで、お互いにフォローアップをし合う機会を作る
- 大学等の教育機関におけるフォローアップ
 - ▶ 事前相談の上、シミュレーターを使用できる場合がある
- 特定行為研修の実習先
 - ▶ 研修の実習先でのフォローアップがあると参加しやすいため、確認してみる
- 一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会
<https://tokutei-nurse-council.or.jp/wp/>



3. 物品調達・管理体制の整備

3-1 医師に物品調達等を相談し調整をする

①物品の調達方法の調整

特定行為の実施に必要な物品や器材、衛生材料、薬剤等について、事前に医療機関や医師と調整し、物品調達の体制を整えておきます。また、主治医ごとに使用する器材、使用方法、管理方法について確認し、調整を行います。

調達方法を確認する物品（例）

- 利用者に直接使用する器具等
 - ▶気管カニューレ、胃ろうもしくは腸ろうカテーテル、胃ろうボタン 等
- 特定行為実施に際して必要な器具等
 - ▶注射器、注射針、シリンジ、輸液セット、撮子、メス 等
- 衛生材料
 - ▶滅菌ガーゼ、脱脂綿、絆創膏 等
- 輸液、消毒薬剤類

②器具の消毒・滅菌方法の調整

撮子やメス等の滅菌処理について、事前に医療機関や医師と調整し、器具の消毒体制を整えておきます。

消毒・滅菌方法（例）

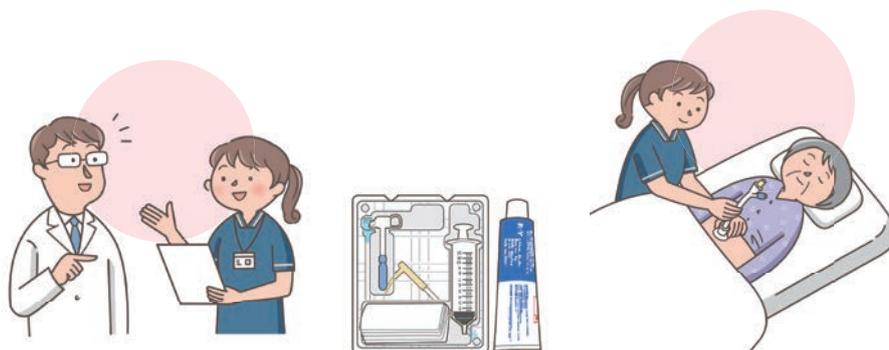
- 常に消毒や滅菌された器具を手順書交付の医療機関から支給してもらう
- 使用済みの器具を手順書交付の医療機関で消毒・滅菌してもらう
- 事業所で消毒・滅菌する（P 20 参照）

③物品の廃棄方法の確認

医療用廃棄物（針、使い捨てメスなど）は、廃棄方法について主治医の医療機関や薬局などに確認しておきます。

④使用物品の保険請求の調整

支給された物品の保険請求について、医療機関の医師や事務職員と事前に調整を行います。医療機関で請求を行う際に困らないよう、使用日や使用量を明確に記載したリスト等を作成し、スムーズに報告できる体制を整備します。



3-2 事業所内において物品調達・管理体制の整備をする

① 物品の調達（医療機関による調達が不可の場合）

医療機関からの物品調達が困難な場合は、事業所で特定行為の実施に必要な物品の調達を行います。

物品調達の方法（例）

● 事業所での購入

事業所で購入できる場合は、事業所で必要な器材を準備します。その際は、継続性の観点で無理がないかを事前に検討します。医療機関でないと購入できない物品については医療機関に相談します。

● 利用者・家族による購入

ドラッグストア等で購入できる衛生材料等は、必要性の説明等を十分に行い、利用者・家族に購入してもらいます。

② 器具の消毒・滅菌（医療機関による対応が不可の場合）

医療機関での消毒や滅菌が困難な場合は、事業所で器材の消毒・滅菌が行える体制を整えます。

器材の消毒・滅菌の方法（例）

● 事業所で消毒機器を準備する

▶ オートクレーブ等の消毒機器を購入する等、利用頻度やメンテナンス等も考慮して検討します。

▶ 大きさにより価格が異なりますが、10万円程度の機器もあります。消毒機器の購入に対する自治体からの補助金交付などを活用できる場合があります。

▶ 器材の包装フィルムとシーラーも準備が必要です。

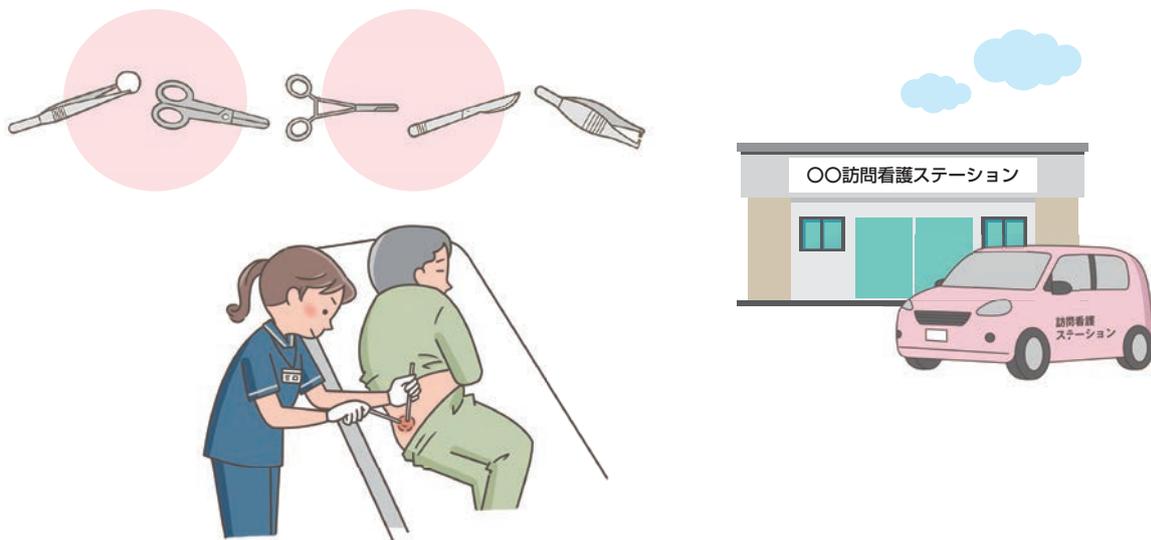
● 事業所で使い捨ての器材を購入して使用する

● 地域の医療機関のオートクレーブ等の消毒機器を借りる

▶ 利用者の主治医に限らず、事業所と同一法人の医療機関や連携している医療機関に相談します。

● 地域の保健所等のオートクレーブ等の消毒機器を借りる

▶ 各地域等の保健所等でオートクレーブの利用ができるか相談します。



4. 特定行為の対象となる利用者の選定

4-1 医師に特定行為の対象となる利用者の相談・提案をする

特定行為の対象となる利用者の決定は医師が行いますが、生活の場における看護師の視点でアセスメントし、特定行為の実施によるメリットがある場合は、医師への相談・提案を行い、具体的な情報提供により医師の検討や判断を支援します。

4-2 医師が特定行為の対象となる利用者を選定する

特定行為の対象となる利用者の決定は、主治医の判断によって行われます。主治医がスムーズに判断できるよう、以下の内容を医師と検討し、看護師による特定行為実施の利用者を選定します。

- 利用者・家族への説明、理解と同意
- 実施内容とスケジュール
- 実施環境の調整
- その他想定されるリスクと対応方法 等

4-3 手順書の準備をする

特定行為の対象となる利用者を選定したら、特定行為の実施に向けて、P 11 に記載されている【手順書の作成方法】を参考に、主治医と特定行為研修修了者が連携しながら手順書の作成準備を始めます。

ワンポイント アドバイス!

- ▶初めて特定行為の手順書を交付してもらう際は、医師の診療や処置に同席し、特定行為の手順の確認をして、お互いの認識をすり合わせています。



1. 利用者・家族への説明

1-1 利用者や家族への特定行為の説明

特定行為の実施にあたっては、利用者や家族への説明が必要です。主治医からの説明を受けた後、事業所の管理者や特定行為研修修了者から説明を行います。利用者や家族が安心して看護師による特定行為を受けられるよう、丁寧にコミュニケーションをとります。

説明内容（例）

- 特定行為の内容
- 主治医の指示や具体的な手順書を受け看護師が実施すること
- 看護師が実施するメリット
- 利用者・家族の不安や質問への回答

1-2 特定行為の同意の取得

P 16「①利用者・家族からの同意の取得方法の決定」を参照し、特定行為の同意を取得します。



2. ケアマネジャー・訪問介護員等への説明

2-1 ケアマネジャーや訪問介護員等への特定行為の説明

特定行為の実施にあたっては、在宅療養者の生活を支える関係者への説明も重要です。看護師による特定行為実施の対象者や実施内容等について情報共有を行い、関係者と共通認識を図ります。

説明内容（例）

- 看護師による特定行為実施の対象となる利用者と実施の必要性
- 特定行為の内容
- 主治医の指示や具体的な手順書を受け看護師が実施すること
- 看護師が実施するメリット
- 専門管理加算の算定対象となること（ケアマネジャーに対して）

Q & A

Q1 専門管理加算の算定にあたって、届出は必要ですか？

A1

専門管理加算の届け出が必要です。都道府県や地方厚生局のホームページ等で必要な書類を確認し、事前に届出を行ってください。「訪問看護業務の手引」（社会保険研究所）にも必要書類が掲載されています。

Q2 特定行為の実施の指示は、手順書だけでなく、訪問看護指示書にも記載してもらう必要がありますか？

A2

訪問看護指示書の中には特定行為に関する記載はなくてもよいとされています。

Q3 手順書を交付する医師は主治医でなければいけませんか？

A3

手順書は主治医（訪問看護指示書を交付している医師）に交付してもらいます。主治医と特定行為に関する処置を行っている医師が異なる場合は、P 12の〈ワンポイント・アドバイス〉をご参照ください。

Q4 輸液製剤などの薬品を訪問看護ステーションで保管できないため、どのような対策をしたらよいですか？

A4

特定行為実施に必要な薬品の調達については、必要時に速やかな対応ができるよう主治医や薬局に事前相談を行いましょう。

Q5 脱水補正の点滴は特定行為研修を修了した看護師でないと実施できませんか？

A5

修了者以外の看護師が脱水の補正のための点滴を実施する場合は、医師の具体的指示が必要です。特定行為研修修了者は、医師の包括的指示である手順書に基づいて「脱水補正の調整に関する判断と実施」を行います。

Q6 特定行為研修修了者のフォローアップ研修はありますか？

A6

あります。P 18をご参照ください。

Q7 特定行為の実施にあたり、管理者として事業所の体制をどのように整えたらよいですか？

A7

P 44の「特定行為研修派遣及び修了後における訪問看護ステーション管理者実践チェック表」をご参照ください。

全国訪問看護事業協会 訪問看護師による特定行為 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイトの紹介



これからの在宅医療の需要増大に備え、在宅における特定行為研修修了者の増加が望まれています。そのため全国訪問看護事業協会では、訪問看護ステーションにおける特定行為研修修了者の確保と制度推進に向け、ポータルサイトを開設しました。

ポータルサイトでは以下の内容を掲載しています。

- ◆ 特定行為研修修了者がいることによる事業所のメリット
- ◆ 研修受講の流れや制度の概要
- ◆ 実際の訪問看護ステーションでの活用事例
- ◆ 研修派遣や修了後の支援方法
- ◆ 訪問看護管理者向け・医師向けリーフレット 等

職員
の特定行為研修
の受講から、修了後
の活躍までサポート
できるよう、ぜひポ
ータルサイトをご活
用ください。



特定行為に係る看護師の研修制度とは
この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける2040年を見据え、在宅医療等を支える看護師を養成するものです。医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。

ポータルサイト アクセス方法

全国訪問看護事業協会
ホームページより
<https://www.zenhokan.or.jp/>



**訪問看護師による特定行為-
訪問看護ステーション管理
者向けポータルサイト**



または

訪問看護管理者 特定行為 ポータルサイト



<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



1. 効果や魅力を体験

「特定行為研修修了者がいる効果や魅力を体験しよう！」
Q&A形式で効果や魅力がわかる！

研修修了者が活躍している訪問看護ステーションの管理者が、そのメリットや魅力を紹介しています

特定行為研修修了者がいる効果や魅力を体験しよう！
特定行為研修修了者のいる訪問看護ステーション管理者に聞いてみました

指定研修機関の探し方

実習施設について

給付金・助成金等について

2. 研修受講の流れ

研修受講に向けて整える具体的内容がわかる！

研修派遣の検討段階から研修修了後について詳しく説明しています

訪問看護ステーション管理者の実践チェック表



項目	内容
研修機関の探し方	...
実習施設について	...
給付金・助成金等について	...



3. 研修修了者の事例

モデル事例を紹介

訪問看護ステーションにおける特定行為修了者の活動を具体的にイメージできます

特定行為の制度と研修について、医師への紹介と協働について説明するときなどに活用できます

4. リーフレット

訪問看護ステーション管理者向け

医師向け

導入編

研修受講編

紹介編

協働編

5. 調査報告書

訪問看護管理者に対し、「リーフレット・ポータルサイトの評価及び実態調査」と、特定行為研修修了者に対し、「特定行為研修修了者の実践における課題及び解決に関する調査」を実施しました

●参考資料

◆リーフレット 訪問看護 de 特定行為

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>



訪問看護ステーション管理者向け 導入編…………… P 28 ～ P 29
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-kanri.pdf>



訪問看護ステーション管理者向け 研修受講編…………… P 30 ～ P 33
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-kanri-2.pdf>



医師向け 紹介編…………… P 34 ～ P 35
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-dr.pdf>



医師向け 協働編…………… P 36 ～ P 39
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/leaflet-homonkangode-dr-2.pdf>



◆その他

医療機関や多職種への説明用資料例
(鶴巻訪問看護ステーション提供) …………… P 40

—

物品管理に使用するリスト例
(鶴巻訪問看護ステーション提供) …………… P 41
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/toku-bupin-1.xlsx>



物品管理に使用するリスト例
(訪問看護ステーション上西提供) …………… P 42
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/toku-bupin-2.xlsx>



特定行為に関する同意書例
(鶴巻訪問看護ステーション提供) …………… P 43
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/toku-doisho.xlsx>



特定行為研修派遣及び修了後における
訪問看護ステーション管理者実践チェック表…………… P 44
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/flow/>



二次元バーコードより資料をダウンロードできます。



訪問看護ステーション
管理者向け

訪問看護 de 特定行為

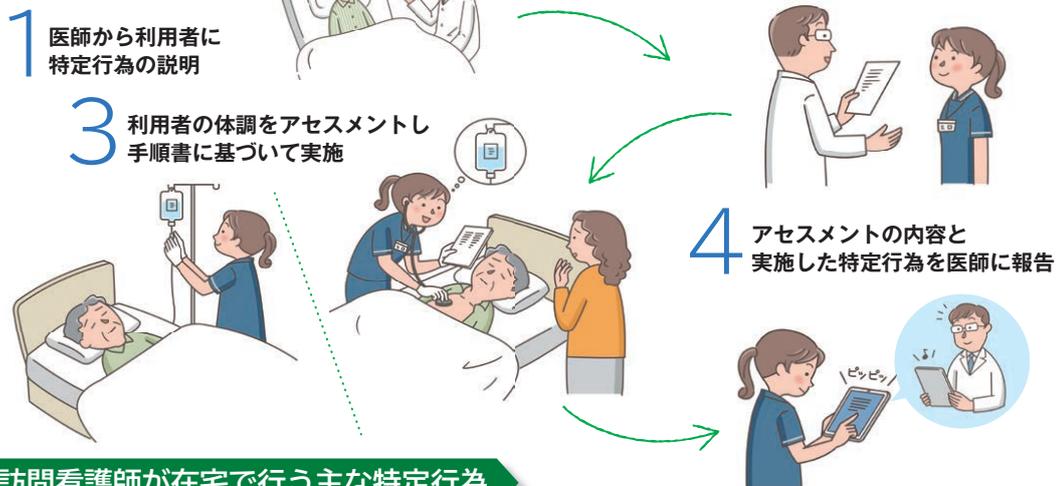
～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 導入編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められています。

特定行為の流れ



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連



脱水症状に対する
輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去

呼吸器（長期呼吸療法に
係るもの）関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



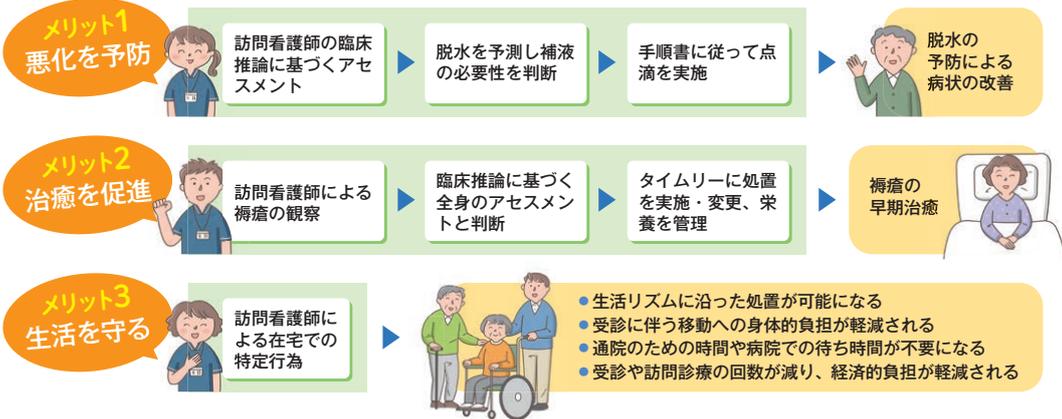
胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

診療報酬

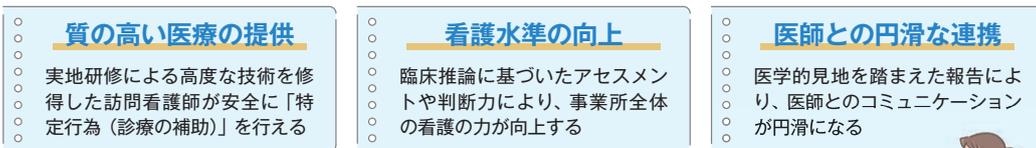
- ・ 専門管理加算…2,500 円（1 回 / 月）
- ・ 専門性の高い看護師との同行訪問…特定行為研修修了者（創傷処置関係）が追加
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費…特定行為研修修了者を含む、専門研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい要件として追加

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例

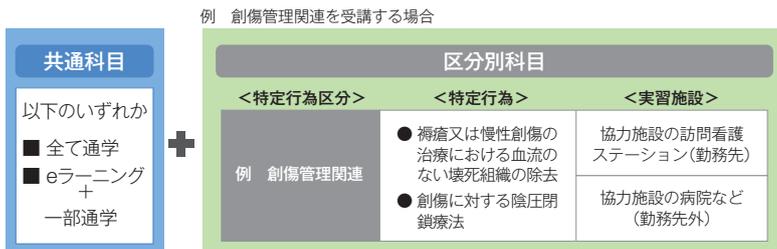


▶ 事業所へのメリット



特定行為研修のイメージ

以下のような研修の受講により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけます。



- ・在宅で行う主な特定行為研修の受講には、研修機関や区分別科目にもよりますが、概ね1年～1年半かかります。
- ・eラーニングが活用できるため、就労しながらの受講が可能です。

Q この研修を受けていなければ、現在行っている医行為（診療の補助）は行えなくなりますか？

A 本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません
これまで通り、看護師は医師の指示で特定行為に相当する診療の補助を行うことができます。

詳しくはポータルサイトをご覧ください



訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>





訪問看護ステーション
管理者向け

訪問看護 de 特定行為

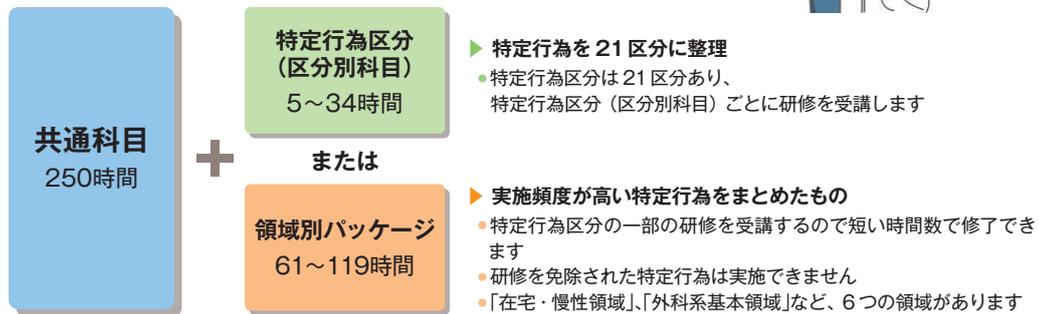
～訪問看護ステーションの看護師のキャリアアップを支援しよう！～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 研修受講編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められており、国も予算をつけて推進しています。

特定行為研修とは

研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と、「区分別科目」または「領域別パッケージ」により構成されています。



《区分別科目（80時間）と在宅・慢性期領域パッケージ（61時間）の違い》

訪問看護師は、短い時間で受講できる、下表の《在宅・慢性期領域パッケージ研修》を選択することも一つの方法です。

特定行為区分の名称	特定行為	区分別科目	在宅・慢性期領域パッケージ		
		研修時間数	研修免除の可否	研修時間数	実施の可否
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	8時間	-	8時間	○
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22時間	-	16時間	○
	膀胱ろうカテーテルの交換		免除可	-	×
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34時間	-	26時間	○
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		免除可	-	×
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16時間	免除可	-	×
	脱水症状に対する輸液による補正		-	11時間	○
		計80時間+各行為5症例※	計61時間+各行為5症例※		

※「各行為 5 症例」とは特定行為毎に実習で行う症例数

【厚生労働省 HP】

- ・特定行為区分とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077098.html>
- ・特定行為研修とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html>



特定行為区分とは



特定行為研修とは

特定行為研修を受講する流れ

指定研修機関☆の選定

☆ 指定研修機関とは：1 または 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するものをいいます。

- 以下のことを確認して選ぶとよいでしょう。
 - ◆ 取得したい特定行為区分の研修を行っているか
 - ◆ 指定研修機関で実習が可能か
 - ◆ 研修の開始時期・期間(概ね1年～1年半が目安)
 - ◆ 費用はどのくらい必要か
 - ◆ 厚生労働大臣指定教育訓練講座の指定を受けているか(指定を受けている給付金が利用できる)
 - ◆ 具体的な履修方法
 - ◆ 募集期間はいつか

下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「指定研修機関の探し方のご案内」もご参照ください

入校



講義・演習

- 共通科目(250時間)+区分別科目(5～34時間)または領域別パッケージ研修(61～119時間)を受講する

受講形式

- 指定研修機関で受講する
(「全て通学」または「職場や自宅でeラーニング + 一部通学」での受講)

試験・評価

実習

実習先

- 指定研修機関で実習が可能な場合
 - ・ 研修機関で実習する
 - ・ 協力施設#である訪問看護ステーションや病院で実習する
- 指定研修機関で実習ができない場合
 - ・ 協力施設である訪問看護ステーションや病院を受講者が探して実習する
- 所属の訪問看護ステーションが協力施設になれば、自事業所で実習が可能であり、地域のクリニック等と連携しながら実習を行うことで、修了後の活動を円滑に進めることができます

#協力施設とは、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいい、単に、特定行為研修を行うための教材又は場所を提供するものは含まれません。

試験・評価

協力施設の詳細は下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「実習施設について」をご覧ください

修了



【全国訪問看護事業協会】

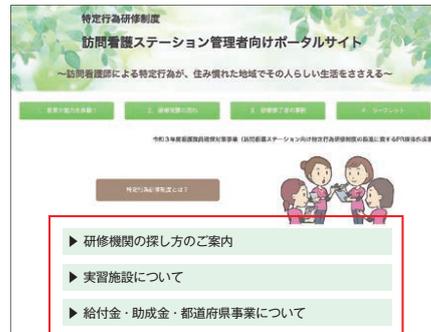
特定行為研修制度
訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



最新情報・詳細は各指定研修機関へお問合せください

「訪問看護ステーション管理者の実践チェック表」はこちら▼
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/flow/>



これらの各項目をクリックすると詳細をご覧いただけます

特定行為研修の受講で身につけられる力



特定行為研修修了者が事業所にいるメリット

- 特定行為研修を修了した看護師が事業所にいることで、以下のようなメリットがあります。

具体的な事例については、「訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト」でご覧いただけます

利用者のニーズにこたえることができ 選ばれる事業所になれる

- 悪化を予防
- 治癒を促進
- 生活を守る

看護師獲得の強みになる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス



事業所全体の看護水準が向上し 質の高い医療が提供できる

- 臨床推論に基づくアセスメント
- 高度で安全な知識と技術の提供
- 他の看護師への教育による知識や技術力の向上

コンサルテーションや相談機能を 発揮できる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス

医師との円滑な連携が可能になる

- 医学的見地を踏まえた報告
- タイムリーな情報提供

研修受講を乗り切るために管理者が行うとよい実践例

● 訪問体制の整備と看護師の確保

- ・ 研修受講について他の職員へのコンセンサスを図り、研修中の代替訪問やフォローをお願いする
- ・ 非常勤職員に可能な範囲で勤務日数を増やしてもらうようお願いする
- ・ 代替職員雇用の費用補助金制度（県によって違いがある）を利用して、計画的に看護師を雇用する

● 受講者の金銭的支援

- ・ 研修期間の給与保障について、基本給（全部あるいは何割か）に関して経営側と柔軟に交渉する
- ・ 研修日は勤務扱いとする
- ・ 受講料等の費用補助金制度（県によって違いがある）を利用して、受講料や交通費の補助をする

● 学習を継続するための支援

- ・ 勤務日に自己学習の日を設ける
- ・ eラーニング学習時間を勤務時間内に確保する
- ・ 定期的に進捗状況を共有し、精神的なサポートをする

左記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「給付金・助成金・都道府県事業について」「訪問看護ステーション管理者の実践チェック表」をご参照ください



受講者からのアドバイス

研修受講を乗り切るための工夫

研修生同士のつながりを持ち、情報交換や進捗度の確認をすることで、モチベーションを維持しました

講義・演習

週に1日eラーニング研修を受ける時間を作ってもらったので、仕事をしながら受講を続けることができました

実習施設の選び方

事前に、選択した分野の症例が実習できるか問い合わせて、実習施設を探しました
実習施設に宿泊棟を設けている施設もあったので、事前に確認するとよいと思います

実習期間

5日間の連続した実習期間で、区分によっては合計2週間の実習期間でした



管理者のAさん

呼吸器関連、創傷管理関連、栄養に係るカテーテル管理関連受講

研修受講を

乗り切るための工夫

家族や職場の理解と協力を得て、家庭と学習を両立しました

講義・演習

在宅・慢性期領域別パッケージ研修を受講して、凝縮された内容を効率的に学ぶことができました

実習期間

研修機関によって実習のパターンはそれぞれです。1週間や10日間を通して実習を行うところや、日時指定で実習を行う施設もありました

実習施設の選び方

自宅又はステーションから近い施設は、通いやすかったです。子育て中なので自宅から通える病院など、自身の生活スタイルを考えながら指定研修機関の指導者と相談しました



子育て中のBさん

在宅・慢性期領域別パッケージ受講

研修受講を乗り切るための工夫

職場の管理者やスタッフの協力や励ましが精神的なサポートになりました

講義・演習

「教育訓練給付制度」と、「費用補助金制度」を利用したので、受講費の心配がなく学べました



補助金制度等を使って受講したCさん

創傷管理関連・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連受講

実習施設の選び方

実習施設は症例が多い施設を選ぶと、実習がスムーズに進みます

実習期間

実習は1行為2日～3日通い、症例によっては片道2時間～3時間かかる病院に行くこともあるので、余裕のある計画を立てた方がよいです

詳しくはポータルサイトをご覧ください



【全国訪問看護事業協会】

訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>





医師向け

訪問看護 de 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 紹介編

訪問看護師が特定行為研修を受講することで、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として担えるようになります。

医師のみなさまの負担を軽減し、働き方改革を実現するための方策として期待されています。

訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する輸液による補正



褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



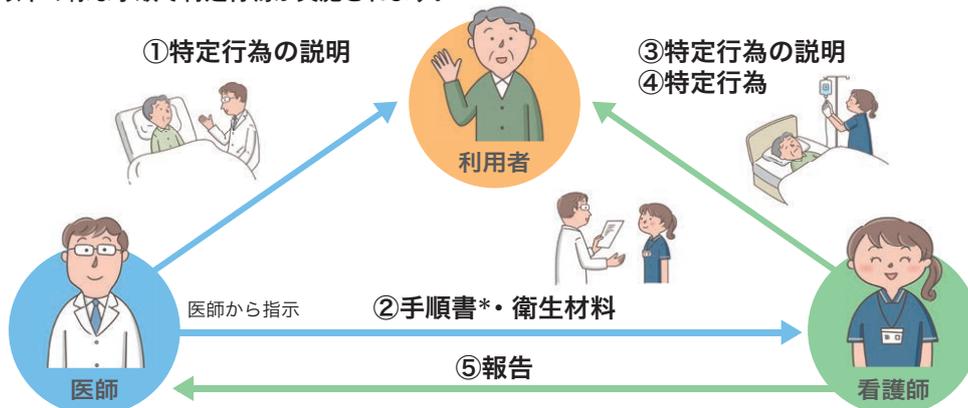
気管カニューレの交換



胃ろうもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

特定行為の流れ

以下の様な手順で特定行為が実施されます。



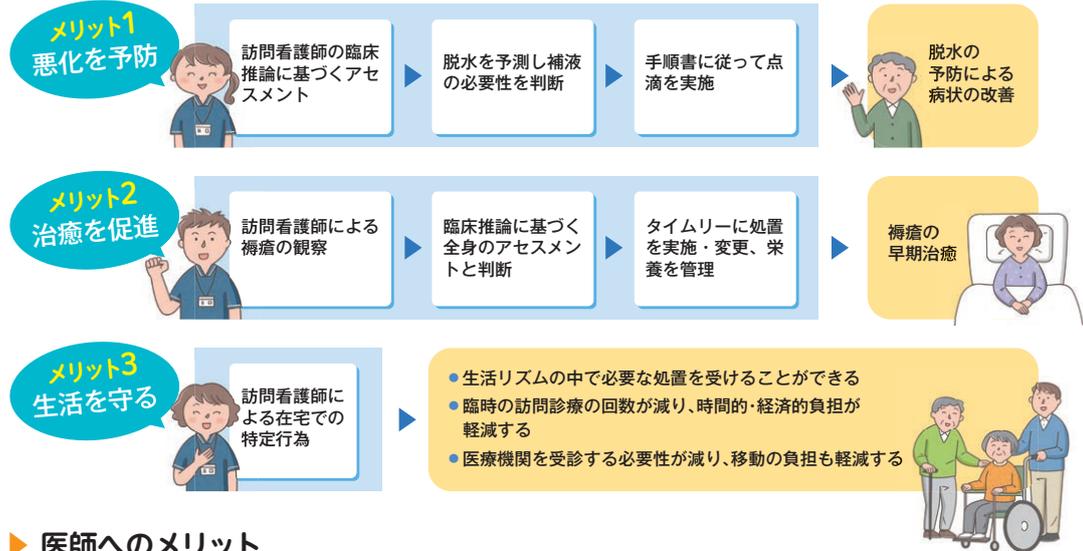
*手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成される文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる場合の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が記載されているもの。なお、手順書は医師があらかじめ作成するものであるが、必要に応じて看護師と連携して作成することもできる。

診療報酬

- ・在宅療養指導管理料…算定できます
- ・訪問看護指示料…300点
- ・手順書加算…6月に1回限り、150点
- ・衛生材料等提供加算…80点

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例



▶ 医師へのメリット

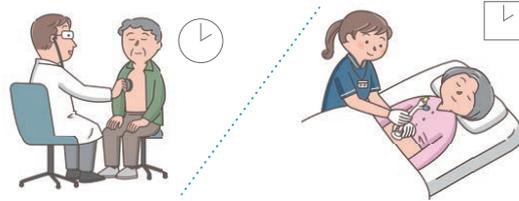
スムーズな治療判断

訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント、医学的見地を踏まえた報告、タイムリーな情報提供により、治療判断がスムーズになる。



医師の業務量の軽減

- 気管カニューレや各種カテーテル等の定期交換を訪問看護師に任せることが可能となり、他の業務に専念できる。
- 病状の変化、カテーテル等のトラブルなどに対し手順書の範囲で訪問看護師が対応可能となり、医師が早急な対応を迫られる頻度が減る。



例えば医師が外来診察中、訪問看護師が在宅で対応可能

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為に係る手順書例集（厚生労働省ホームページ）
https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html



厚生労働省

日本医師会

詳しくはポータルサイトをご覧ください



訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>





医師向け

訪問看護 de 特定行為

～医療と暮らしの架け橋となる訪問看護師の特定行為～

「特定行為に係る看護師の研修制度」 協働編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師と特定行為研修を修了した訪問看護師が協働することで、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として、看護師が患者に提供できるようになります。医師と訪問看護師が協力し合うことで、患者の在宅療養を継続できるとともに、医師の方々の負担軽減と働き方改革の実現に貢献します。

訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



脱水症状に対する輸液による補正



褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



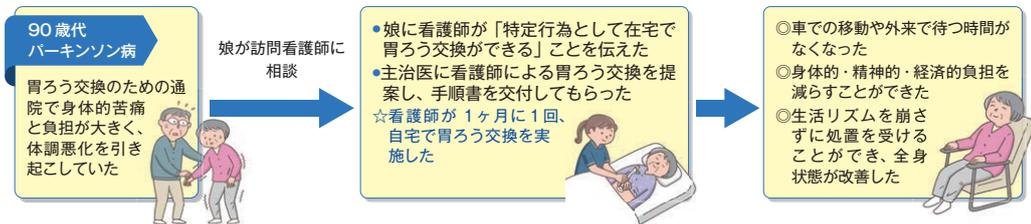
気管カニューレの交換



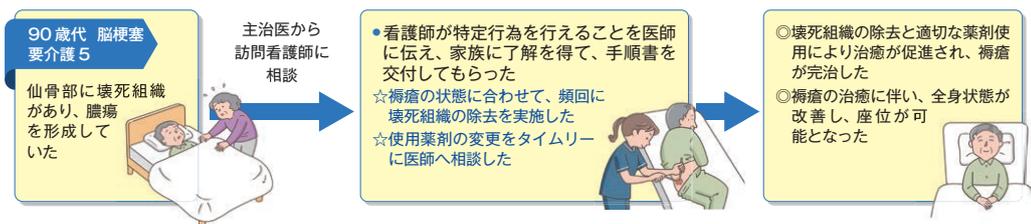
胃ろうもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

特定行為研修修了後の看護師の活動の実際

● ケース 1：胃ろうカテーテルの交換



● ケース 2：褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去



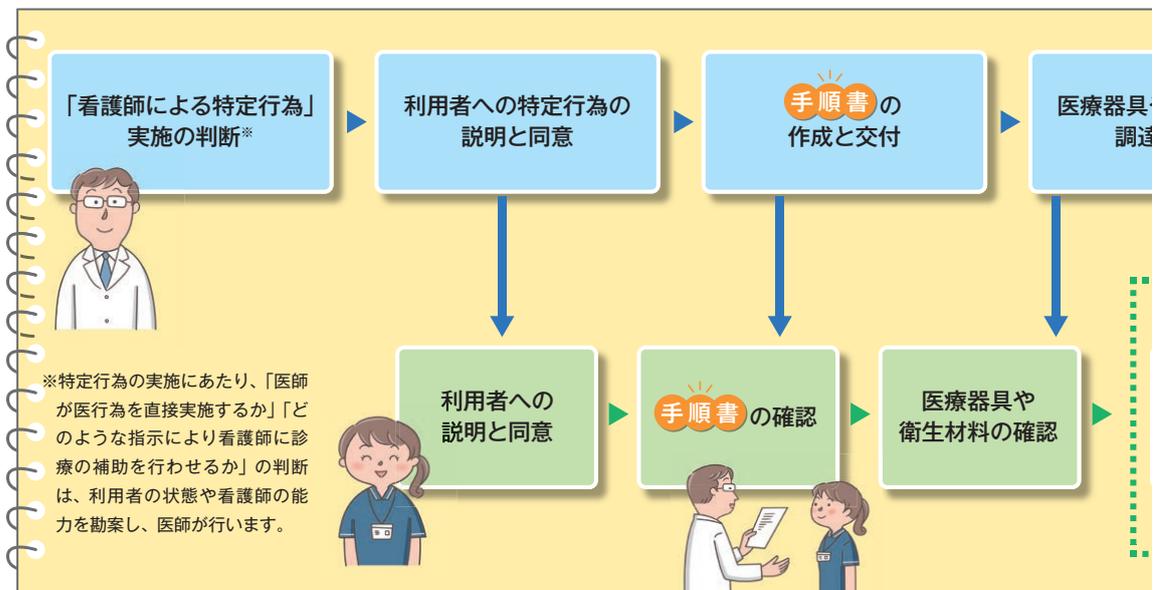
事例については、こちら

【全国訪問看護事業協会】 特定行為訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
 特定行為研修修了者の事例 <https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/casestudy/>



医師と特定行為研修修了者は、どのような流れで協働するの？

●以下のような流れで、医師と特定行為研修修了看護師が協働して、利用者へ特定行為を実施します。



手順書 はどのように作成するの？

- 手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録です。
- 医師は、手順書を適用する際に、利用者を特定します。
- 手順書は、医師があらかじめ作成するものですが、必要に応じて看護師と連携して作成します。

手順書 にテンプレートはあるの？

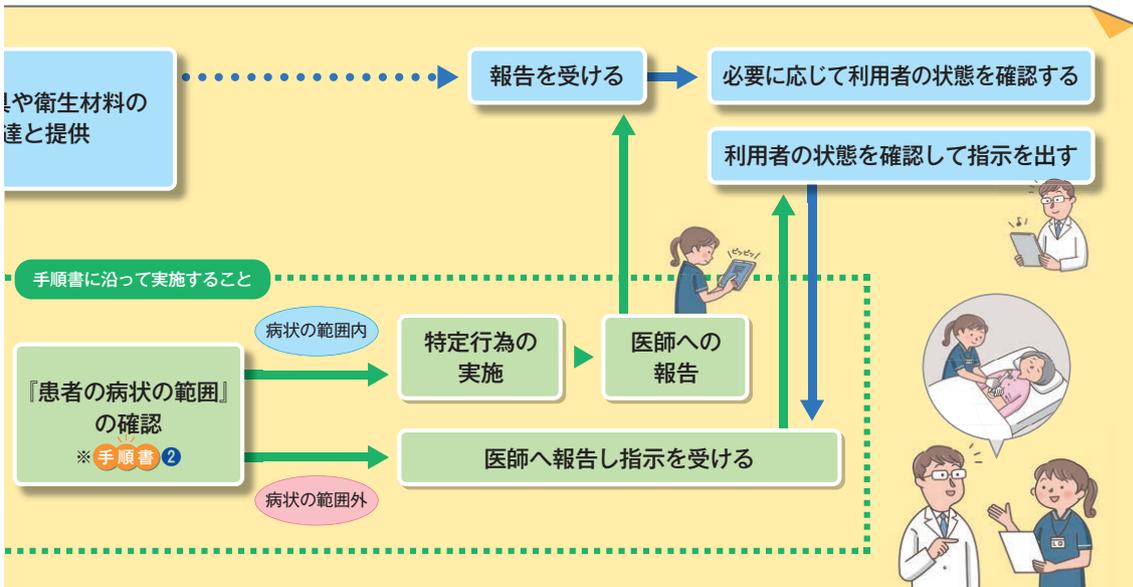
- 既存の手順書（厚生労働省ホームページ等からテンプレートを入手可能）を利用し、利用者の個性に合わせて記載すると簡便にできます。
- 下記の「手順書に必要な記載事項」以外にも具体的な内容を記載することができます。（例：特定行為後、医師に確認してもらう頻度等）

手順書 を交付する際の留意点は？

- 「手順書」と「訪問看護指示書」は違う様式で、交付する目的が違います。
 - ▶手順書：看護師に特定行為を行わせる場合に交付
 - ▶訪問看護指示書：訪問看護ステーションに訪問看護の依頼をする場合に交付
- 手順書は、訪問看護指示書と共にコピーしてカルテ内に保管します（訪問看護ステーションは原本を保管します）。
- 手順書を交付した際は、訪問看護師への指導内容を指示録としてカルテに記録する必要があります。

手順書に必要な記載事項

- ①当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- ②看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- ③診療の補助の内容
- ④特定行為を行うときに確認すべき事項
- ⑤医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- ⑥特定行為を行った後の医師に対する報告の方法



手順書のテンプレート

手順書：胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換

1 【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、1～4のいずれかの場合。
1. 内部ストッパーがリール型である
2. 腸ろう孔化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている
3. 非X線透視下、非内視鏡下における、初回の交換ではない
4. 何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けたり、破損したりした場合

2 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
 バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない
 出血傾向がない
 カテーテル挿入部に感染がない

3 【診療の補助の内容】胃ろうカテーテル（リール型）または胃ろうボタン（リール型）の交換

4 【特定行為を行うときに確認すべき事項】
 意識状態、バイタルサインに異常がないこと
 出血傾向がないこと
 過去のカテーテル交換において、異常や交換の困難性がなかったこと
 非X線透視下あるいは非内視鏡下初回の交換ではないこと
 カテーテル挿入部に感染がないこと
 患者が拒否的ではないこと
 交換後の留置がないが、あっても軽度であること
 胃内内容物の逆流が確認できること
 交換後のカテーテルやボタンの可動性が良好であること
 胃ろう部からの持続的な出血が認められないこと

5 【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】担当医師

6 【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】
1. 担当医師に電話で直接連絡
2. 診療記録への記載

※ポイント：
本手順書はリール型に限定しているが、特定行為としてはバンパー型の場合もあり得る。腸ろうカテーテルも特定行為として実施可能だが、その場合は別途手順書の作成が必要。

実際の手順書

利用者氏名：〇〇〇 〇〇〇 様

手順書：胃ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】
内部ストッパーがリールタイプである。前回の交換時にトラブルがなく、2回目以降の交換である。定期交換の時期である。

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
バイタルサインが安定している
意識レベル、病状が平常時と変化がない
瘻孔からの出血がない 出血傾向がない
胃ろう周囲の皮膚トラブルがない
交換前のカテーテルの可動性が良好である

【診療の補助の内容】
胃ろうカテーテル（リール型）または胃ろうボタン（リール型）の交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】
意識、バイタルサインの問題がない
交換後の腹痛、出血がない、あっても持続的なものではない
交換後のカテーテルの可動性が良好である
胃内内容物の逆流が確認できる

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
主治医、当該診療科医師、または医療安全担当医師へ連絡する
連絡先： ×××-×××-××××

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】
1. 担当医師へその日うちに連絡（FAX）
2. 毎月の報告書への記載

××××年 ××月 ××日
〇〇訪問看護ステーション 殿

医療機関名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
診療科 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
医師氏名 △△△ △△△

●在宅領域における手順書例集 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000679735.pdf>
●特定行為に係る手順書例集 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000112464.pdf>

どのような患者でも対象になるの？

- 医師が「看護師による特定行為」実施の必要性を判断し、手順書を交付すれば、年齢や疾患に関わらず対象になります。
- 医療保険の利用者も介護保険の利用者も対象になります。

他の訪問看護ステーションとの併用はできるの？

- 介護保険の利用者は併用可能です。
- 医療保険の利用者は、併用可能な場合があるので、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。ただし、同一日の訪問はできません。
- 医療保険の場合、創傷処置関連の研修を修了した看護師は、他の訪問看護ステーションの利用者への同行訪問ができます。

どのような診療報酬が請求できるの？

- 在宅療養指導管理料を算定することができます。
- 「訪問看護指示料 300 点」「手順書加算 150 点（6月に1回限り）」「衛生材料等提供加算 80 点」を算定することができます。

特定行為研修修了看護師と協働する医師の声



- 訪問看護指示書を交付しているステーションの看護師が適切な時に特定行為を実施することで、安心して協働でき、患者の処置を任せられます
- 報告内容がわかりやすいため治療判断がしやすく、早期対応ができます
- 診療時間が短縮できるため、より重症な患者など、他の患者の診療や処置に時間が使えます

看護師による特定行為を受けた利用者や家族の声



- いつも来ている顔見知りの看護師が処置を行ってくれることで、日頃不安に思うこと（器具のサイズや皮膚トラブルなど）を気軽に聞けるので、安心できます
- 生活リズムを崩さず、ケアを行う流れで処置もしてくれるので助かります
- 処置のために病院に連れて行かなくてもよいので、待つ時間や移動する時間がなくなり、交通費もかからなくなりました

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

【厚生労働省】 特定行為に係る看護師の研修制度
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

【日本医師会】 看護師の特定行為研修制度について
https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html

【全国訪問看護事業協会】 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



厚生労働省 日本医師会



全国訪問看護事業協会

●医療機関や多職種への説明用資料例（鶴巻訪問看護ステーション提供）

この資料を参考にして、特定行為を実施した利用者や協働した医師の声を盛り込み、事業所独自の説明用資料を作成し、周知しましょう。

～ソーシャルワーカー・ケアマネジャーの皆様へ～
日頃よりいつも大変お世話になっております。

鶴巻訪問看護ステーションには

看護師特定行為修了者がいます！

看護師特定行為修了者により、ご自宅で胃ろう交換や褥瘡処置が可能です。

胃ろう交換 症例 A様

胃ろう交換は半年に1回、造設した病院で交換していた。
バンパー型の為、内視鏡を実施して行う必要がある。
その際は痛みを伴い、A様の苦痛と毎回ストレッチャーで介護タクシーを予約し、
外来での待ち時間などの負担も伴っていた。

↓ **そこで！**

看護師特定行為として在宅で交換できれば、A氏の苦痛・介護者の負担・費用・時間
が削減される。A氏と介護者の希望を伺うと、在宅で交換できればとの事。

↓ **往診医に相談**

看護師特定行為の制度と実施方法を説明し、理解を得ることが出来た。

造設した病院でバルーン型に変更、定期的に在宅で交換することができた

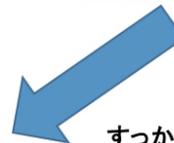


褥瘡処置 症例 B様

黒色の壊死組織がありなかなか治癒せず困っていた。



看護師特定行為により壊死組織を除去



すっかりきれいになりました！

是非ご相談下さい！

鶴巻訪問看護ステーション 看護師特定行為担当者まで
連絡先: 0000-00-0000

● 物品管理に使用するリスト例（鶴巻訪問看護ステーション提供）

<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/toku-bupin-1.xlsx>



サプライチェック表											
		クーパー (鋭)	クーパー (鋭鈍)	エイヒ	ゾンデ	モスキート コツヘル (直)	モスキート コツヘル (曲)				確認者 サイン
依頼日・返却日	定数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										
/ ()	依頼数										
/ ()	返却数										

鶴巻訪問看護ステーション

●物品管理に使用するリスト例（訪問看護ステーション上西提供）

<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/toku-bupin-2.xlsx>



医療器具（ ）持ち出し確認 在庫：

日時	持ち出し数	持ち出し者サイン（ダブルチェック）	残数	破棄確認サイン（ダブルチェック）
		/		/

医療器具（ ）持ち出し確認 在庫：

日時	持ち出し数	持ち出し者サイン（ダブルチェック）	残数	破棄確認サイン（ダブルチェック）
		/		/



（ご利用者様 ご家族様）

看護師特定行為に関する同意書

『看護師特定行為』とは平成27年10月にスタートした国の制度です。超高齢社会における在宅医療等を推進していくために、医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、医師の判断を待たずに研修を修了した看護師が一定の診療の補助（特定行為）を行うことです。

今後、特定行為研修修了看護師は、同意を得た利用者様に実際に特定行為を行わせて頂きます。特定行為は手順書のもと安全に十分配慮し実施致します。

< 特定行為修了区分 >

- 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
- ろう孔管理関連
- 感染に係る薬剤投与関連
- 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- 創傷管理関連
- 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
- 血糖コントロールに係る薬剤投与関連

殿

特定行為研修修了看護師が上記特定行為を行うことに

同意します 同意しません

年 月 日

利用者様氏名

署名代行者氏名

本人との関係

説明者

● 特定行為研修派遣及び修了後における訪問看護ステーション管理者実践チェック表

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/flow/>



段階	準備・体制整備・支援等	チェック	訪問看護ステーション管理者の実践項目
検討段階	特定行為研修制度の情報収集、制度の理解	<input type="checkbox"/>	ホームページや病院から情報を得る
		<input type="checkbox"/>	修了者や修了者が所属する事業所の管理者等から直接、活動内容を聞く
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修制度に関する研修会に参加する
	自事業所における特定行為のニーズ把握・修了者に期待する役割や想定される効果の検討	<input type="checkbox"/>	自事業所において効果が得られる特定行為区分・特定行為を検討する
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修修了者がいることの効果を検討する
		<input type="checkbox"/>	スタッフの理解を得る
		<input type="checkbox"/>	医師の制度に対する理解について情報収集する
中長期的な特定行為研修・修了者育成計画の立案	<input type="checkbox"/>	自事業所におけるスタッフの特定行為研修派遣に関する具体的な目標値を定める	
特定行為研修中に事業所運営が維持できる体制の検討	<input type="checkbox"/>	他のスタッフの業務調整・業務軽減を図る	
	<input type="checkbox"/>	(管理者自身が受講する場合) 事業所の管理体制を整える	
特定行為研修参加についての具体的な働きかけ	<input type="checkbox"/>	スタッフ全体へ厚生労働省等作成の特定行為研修制度リーフレットなどの配布と説明をする	
研修派遣前	合意形成	<input type="checkbox"/>	特定行為研修派遣について法人での合意を形成する (情報提供含む)
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修派遣について事業所内での合意を形成する (情報提供含む)
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修修了者の役割や活動について事業所内での合意を形成する (情報提供含む)
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修中の身分保障等の検討と準備をする
	受講者への対応	<input type="checkbox"/>	受講者に求められる要件を検討し、選定する
		<input type="checkbox"/>	受講者と話し合いをする
	研修機関の情報収集と検討	<input type="checkbox"/>	研修機関や研修内容の情報収集をする
		<input type="checkbox"/>	研修機関の選定と調整をする
	具体的な手続き	<input type="checkbox"/>	補助金の情報収集をする
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修の受講申請や補助金申請の準備をする
医師への相談	<input type="checkbox"/>	特定行為研修制度の共有をする	
	<input type="checkbox"/>	医師の特定行為研修制度に対する連携や協力体制を作る	
研修派遣・受講中	受講者への支援	<input type="checkbox"/>	特定行為研修受講の調整や業務調整をする
		<input type="checkbox"/>	受講者が特定行為研修受講を継続できるための精神的サポートをする
	事業所内での調整	<input type="checkbox"/>	受講者以外のスタッフへの対応 (個別対応と全体対応) をする
		<input type="checkbox"/>	事業所内での周知 (他のスタッフへの説明等) をする
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修修了後の配置・業務内容・安全管理体制の検討をする
	協働する医師との連携体制の検討・準備	<input type="checkbox"/>	医師との連携体制の検討と準備をする
		<input type="checkbox"/>	医師と共に特定行為の対象となり得る利用者を選定する
		<input type="checkbox"/>	手順書、物品調達等の相談や調整をする
	職員以外への説明と周知	<input type="checkbox"/>	事業所外の地域の関係者に説明する
		<input type="checkbox"/>	利用者・家族に説明する
研修修了後	特定行為の活動体制の調整	<input type="checkbox"/>	特定行為の対象となる利用者の選定をする
		<input type="checkbox"/>	物品調達をする
		<input type="checkbox"/>	手順書の作成を支援する
		<input type="checkbox"/>	リスクマネジメント (特定行為を安全に行うための配慮) を行う
	医師との連携	<input type="checkbox"/>	活動の理解を得るための説明や周知への支援をする
		<input type="checkbox"/>	事業所内で活動内容や課題を共有・解決するための支援をする
		<input type="checkbox"/>	事業所内外での研修会や学び合いの場づくりの支援をする
		<input type="checkbox"/>	主治医との連携への支援をする
	特定行為研修修了者への支援	<input type="checkbox"/>	主治医以外の医師との連携への支援をする
		<input type="checkbox"/>	活動および成果の可視化への支援をする
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修修了者の活動に関する期待やビジョンを明確にする
	特定行為研修修了者以外の職員への支援	<input type="checkbox"/>	自己研鑽のための支援をする
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修修了者同士のネットワークづくりへの支援をする
	利用者への対応	<input type="checkbox"/>	事業所内におけるスタッフ間の理解・業務・役割の調整を行う
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修受講の希望を把握する
		<input type="checkbox"/>	特定行為についての説明書 (同意書) を作成し、利用者・家族に説明して同意を得る
	その他	<input type="checkbox"/>	利用者・家族へ継続的な支援を行う
<input type="checkbox"/>		利用者・家族から反応や評価、期待や希望を得る	
<input type="checkbox"/>		事業所における今後の計画を検討する	
<input type="checkbox"/>		補助金の利用について検討する	
		<input type="checkbox"/>	特定行為研修に係る診療報酬上の評価について確認し、対応する

●訪問看護ステーションにおける「看護師の特定行為に係る研修」受講促進・活動支援事業
令和7年度検討委員

	氏名	所属	役職
委員長	尾崎 章子	東北大学大学院	教授
委員	飯田 佳奈子	きらり健康生活協同組合 訪問看護ステーションすかわ	
	桑原 由紀子	医療法人社団 三喜会鶴巻訪問看護ステーション	部長
	鈴木 李理	北茨城市民病院附属家庭医療センター	常勤医師
	渋谷 智恵	日本看護協会 看護研修学校 認定看護師教育課程	課程長
	高関 左保	訪問看護ステーション上西	管理者
	中島 朋子	全国訪問看護事業協会	常務理事
	西野 恵美	南砺市訪問看護ステーション 福光サテライト	主任
	樋口 秋緒	恵み野訪問看護ステーション「はあと」	管理者
	村上 礼子	自治医科大学看護学部	教授

敬称略 50音順

オブ ザーバー	稲城 陽子	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室	看護サービス推進専門官
------------	-------	----------------------	-------------

事務局	高砂 裕子	全国訪問看護事業協会	副会長
	南雲 文明	全国訪問看護事業協会	事務局長
	吉原 由美子	全国訪問看護事業協会	業務主任
	是木 美奈子	全国訪問看護事業協会	
	齋藤 訓子	全国訪問看護事業協会	参与
	清崎 由美子	全国訪問看護事業協会	参与

委託	小瀬 文彰	株式会社 UPDATE	代表取締役
	松山 真実	株式会社 UPDATE	

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.



訪問看護 de 特定行為
「特定行為に係る看護師の研修制度」

“修了後どうする？”の答えがここにある！
～特定行為研修修了後から実施に至るまでのガイド～

一般社団法人 全国訪問看護事業協会
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壺丁目参番館 401
TEL 03-3351-5898 FAX 03-3351-5938

発行日：令和 8 年 3 月
<https://www.zenhokan.or.jp/>

URL : <https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/guide-homonkangode.pdf>

